平成２８年（フ）第６０号
福島県いわき市内郷高野町板橋59番地の17
債務者　高萩　英樹
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１１６号
富山県高岡市上渡170番地　立野市営住宅Ｅ棟502号、前住所富山県高岡市上渡1181番地４ネクステージ　Ｉ103号
債務者　荒屋　未加（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２１２号
岐阜県各務原市緑苑北２丁目４番地
債務者　重森　和美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３８号
岐阜市折立436番地９
債務者　米倉たつ子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２８６号
岐阜県本巣郡北方町平成７丁目19番地
債務者　西辻　湧太
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７４号
大津市北大路２丁目９番17―108号
債務者　旦代　泰輔
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８２号
大津市大萱２丁目28番１―102号
債務者　大田加奈子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５８号
広島市中区大手町５丁目16番17―201号
債務者　高木奈津美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝1320番地
債務者　畠　　仁士
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２５６号
沖縄県中頭郡西原町字幸地1012番地　（山城アパート101号）
債務者　佐久川好正
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５７号
沖縄県中頭郡西原町字幸地1012番地　（山城アパート101号）
債務者　佐久川春枝
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３１８号
沖縄県南城市佐敷字津波古1091番地１
債務者　城間　清廣
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１８号
青森県八戸市西白山台３丁目13番19号　ハーモニー201号室、前住所青森県八戸市売市４丁目18番29号
債務者　黒川　龍二
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
岩手県奥州市水沢区字日高西102番地９
債務者　菅原　拓真
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６１号
岩手県奥州市胆沢区若柳字箸塚76、住民票上の住所岩手県奥州市胆沢区若柳字下田中489番地
債務者　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６２号
岩手県奥州市胆沢区若柳字箸塚76、住民票上の住所岩手県奥州市胆沢区若柳字下田中489番地
債務者　伊藤　千鶴
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４８号
秋田県にかほ市象潟町関字建石45番地312市営住宅松ヶ丘７年棟102号
債務者　齋藤さやか
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部